

# 過積載防止対策要領

## 1. 目的

この要領は、島根県土木部が発注する公共工事の施工にあたり、過積載による違法運行の防止の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、もって適正かつ円滑な工事の実施に資することを目的とする。

## 2. 過積載による違法運行の防止対策として実施する事項

### (1) 設計図書への記載

島根県公共工事共通仕様書特記事項（以下「共通仕様書特記事項」という）に下記事項を記載する。

- ① 積載重量制限を超えて土砂等、鋼材、資材及び建設機械を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 取引関係のあるダンプカー事業者等が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 鋼材、資材及び建設機械の運搬にあたり、車両制限令における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法に基づく通行許可を得ていることを確認すること。
- ⑦ 監督職員が行う過積載に関する現場点検や、写真及び帳簿等の記録書類の確認等の調査に協力すること。
- ⑧ 以上のことについて、対応策を施工計画書に記載するとともに、下請業者にも十分指導すること。

### (2) 受注者への指導の徹底

#### 1) 施工計画書への記載の確認

共通仕様書特記事項で示す過積載防止に関する対応策が施工計画書に記載されているか確認し、記載されていない場合は、記載するよう指導するとともに、遵守させるものとする。

#### 2) 日常の監督業務における指導

日常の監督業務を通じて、過積載と疑わしい車両等を現場において確認したときは、直ちに当該受注者に対し調査のうえ改善するよう指導を行い（様式－1）、

期日（概ね2日以内）を設定し、当該期日までに調査及び改善結果を文書（様式－2）で報告させるものとする。

この場合、報告を受ける者は原則として総括監督員とする。

### 3) 現場総点検の実施

日常の監督業務における指導の他、下記により現場総点検を行うものとする。  
なお、現場総点検の実施方法については、別途通知するものとする。

- ① 原則として、四半期ごとに1回現場総点検を実施する。
- ② 点検は出来るだけ搬入・搬出の多い時期（時間）に行い、最低1工事1時間以上は実施する。
- ③ 点検は、原則として監督職員が行う。
- ④ 過積載と疑わしい車両等を現場において確認した場合は、直ちに当該受注者に対し調査のうえ改善するよう指導を行い（様式－1）、期日（概ね2日以内）までに調査及び改善結果を文書（様式－2）で報告させる。

この場合、報告を受ける者は原則として総括監督員とする。

### 4) 過積載を確認した場合の報告

日常の監督業務、及び現場総点検において過積載と疑わしい車両を確認した場合は、改善指示書（様式－1）及び改善報告書（様式－2）について、技術管理課長に報告するものとする。

### 5) 工事成績評定への反映

監督職員は、過積載が確認された場合は、工事成績評定において厳正に評定するものとする。

## (3) 適切な施工条件の明示及び積算の実施

### 1) 建設副産物に係わる建設発生土及び再生資源の利用の促進と適切な積算の実施

「島根県建設副産物処理要領」に基づき、建設発生土や再生資源の利用及び利用の促進を図ることとしているが、指定処分等の条件明示及び適切な積算を行うことにより、定量積載の推進を図るものとする。

### 2) 建設機械運搬に係る適切な積算の実施

個々の現場条件に応じ、現地搬入可能な方法に基づき適切な工事費の積算を行うことにより、定量積載の推進を図るものとする。

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

## 改 善 指 示 書

平成 年 月 日

〇〇株式会社  
(現場代理人名) 様

〇〇県土整備事務所  
(総括監督員) 印

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

上記の工事において、過積載が疑わしい運搬行為を確認したので、平成 年 月 日  
までに、調査のうえ発生原因、改善内容について報告すること。

■過積載が疑わしい運搬行為の内容

- ・ [ 土砂等、鋼材、資材、建設機械 ] の運搬
  - ・ 過積載が疑わしい根拠 (計量記録、状況写真、等)
- 等々

(添付資料の例示)

- 1) 自重計等による計量記録
- 2) 土砂等ほか運搬状況写真
- 3) その他 (自動車車検証、特殊車両通行許可証、等)

# 改 善 報 告 書

平成 年 月 日

〇〇県土整備事務所  
(総括監督員) 様

〇〇株式会社  
(現場代理人名) ㊞

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

平成 年 月 日に指示があったことについて、下記のとおり発生原因、改善内容を報告します。

■発生原因

■改善内容

・積載量の管理方法など再発防止に向けた取組  
等々

(添付資料の例示)

- 1) 改善計画書
- 2) 下請(委託)契約書、施工体制台帳、施工体系図、等
- 3) その他

# 「過積載防止対策要領」 Q & A

## 1. 過積載とは

過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し運行する違法行為をいうが、ダンプトラック等にあつては、土砂等の積載量が自動車車検証に記載されている最大積載量を超えている場合を過積載とする。

## 2. 過積載防止のための法規制

過積載を防止するための法規には、次の法令等がある。

### (1) 道路交通法（第57条）

車両の運転手は、自動車検査証に記載された最大積載量を超えた積載をしている車両を運転することが禁止されている。

### (2) 道路法（第47条）

道路及び橋梁の保全並びに交通安全のため、車両重量等の限度を車両制限令で定め、原則としてこの制限を超える車両は道路を通行することが禁止されている。なお、車両制限令第3条では、車両総重量の一般的な限度を20tとしている。

### (3) 貨物自動車運送事業法（第17条）

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引き受け、過積載を前提とする運行計画の作成及び運転者や従業員に対する過積載の指示が禁止されている。

### (4) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）

#### ① 許可条件等の表示（第3条）（第4条）

車両総重量8t以上または最大積載量5t以上のダンプトラック等（以下「大型ダンプトラック」という。）の使用者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示することが義務付けられている。（参考図－1参照）

#### ② 自重計の設置（第6条）

大型ダンプトラックの使用者は、積載重量を自動的に計量する装置（自重計）を取り付けることが義務付けられている。（参考図－2参照）

## 3. 土砂等とは

土砂等とは、「ダンプ規制法」第2条及び同法施行令第1条で規定されている、次に示すものをいう。

- ア 砂利（砂及び玉石を含む）又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
- イ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
- ウ コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これらに類する物のくず
- エ 砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂

#### 4. 過積載と疑わしい車両の目安

##### (1) 土砂等

ダンプトラックのメーカー、車両により許容積載量に差異があるが、積載量の目安として、

- ①土砂及び碎石・As合材等の建設資材は均した状態で平ボディーの嵩高いっぱいまで
- ②As・Co殻及びAs切削殻は平ボディーの上の嵩高20cmまで

は定量による積載とみなす。

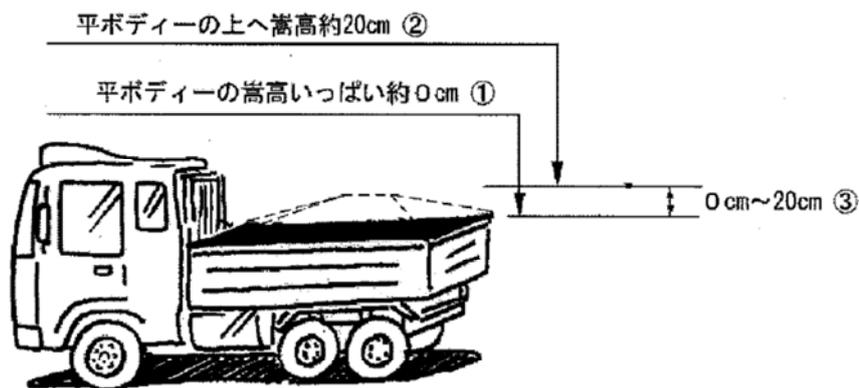
ただし、

- ③土砂及び碎石・As合材等の建設資材については、通常均した状態で運搬していない場合もあり、平ボディーの嵩高以上あっても均した場合嵩高いっぱいまでと判断できるとき

は定量による積載とみなす。

なお、計測は目視によるものとする。

「産業廃棄物処理専用車」（土砂運搬禁止車）での土砂運搬はすべて過積載とみなす。



※ 過積載とみなすものについての程度

- ① 0cmを越える【土砂及び碎石・As合材等の建設資材】
- ② 20cmを越える【As・Co殻及びAs切削殻】
- ③ 0~20cmの範囲

## (2) 鋼材、資材及び建設機械

運搬車両の自動車検証により最大積載量を確認し、その重量を超える鋼材、資材あるいは建設機械を積載し運搬している場合は過積載とみなす。

《参考》積載重量の確認方法

- ①鋼材、資材については、伝票あるいは積荷量から積載重量を算定し確認
- ②建設機械については、当該機械のカタログ等により積載重量を確認

## 5. 特殊車両の通行許可とは

建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成16年12月8日改正 政令第387号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることが必要となる。

（共通仕様書 1-1-32 交通安全管理 12 通行許可 参照）

### 1-1-1 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t （隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t）、 1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

## 6. 工事成績評定への反映

過積載が確認され文書で改善報告が行われた場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において、減点【-3点】とする。

参考図－１：表示番号（東京都建設局過積載防止対策指針より抜粋）



参考図－２：自重計（東京都建設局過積載防止対策指針より抜粋）

